

相続税のあらまし

平成 26 年分用
税 務 署

この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。相続税の詳細な情報については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に具体的な計算方法や特例の内容、申告書の記載例などの情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載していますのでご利用ください。

お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

1 相続税とは

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

相続税の申告が必要となる場合には、被相続人の亡くなった日の翌日から 10 か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければなりません。

2 相続税の申告が必要な人とは

被相続人から相続などによって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

【法定相続人の数】

「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がないとした場合の相続人の数をいいます。

なお、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数は、次のそれぞれに掲げる人数までとなります。

- イ 被相続人に実子がある場合 1 人
- ロ 被相続人に実子がない場合 2 人

(注) 特別養子縁組により養子となった人、被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子となった人、いわゆる代襲相続人は、実子とみなされます。

○「法定相続人の数」に含める養子の数の例

例えば、相続人が実子 1 人、養子 2 人の場合には、相続人の数は 3 人ですが、「法定相続人の数」は 2 人となります。

また、相続人が養子 3 人のみの場合には、相続人の数は 3 人ですが、「法定相続人の数」は 2 人となります。

○「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。ただし、相続を放棄した人や相続権を失った人は初めから相続人でなかったものとされます。

イ 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

ロ 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

(イ) 被相続人の子(子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、孫(直系卑属)が相続人となります。)

(ロ) 被相続人に子や孫(直系卑属)がいないときは、被相続人の父母(父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、祖父母(直系尊属)が相続人となります。)

(ハ) 被相続人に子や孫(直系卑属)も父母や祖父母(直系尊属)もないときは、被相続人の兄弟姉妹(兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、おい、めい(兄弟姉妹の子)が相続人となります。)

3 相続税が課される財産

相続税の課税対象となる財産で主なものは次のとおりです。

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

土地、建物、株式や公社債などの有価証券、預貯金、現金などの金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものや無記名のものなども相続税の課税対象となります。

(2) みなし相続財産

死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額までは非課税となります。

(3) 被相続人の生前に贈与を受けた財産

イ 被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産は、相続税の課税対象となります。

ロ 被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産は、相続税の課税対象となります。



4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

(1) 控除できる債務

被相続人の債務は、相続財産(上記3の相続税が課される財産です。)の価額から差し引かれます。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

(2) 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用は、相続財産の価額から差し引かれます。葬式費用とは、①お寺などへの支払い、②葬儀社、タクシー会社などへの支払い、③お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返し費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

5 相続財産の評価

(1) 宅地

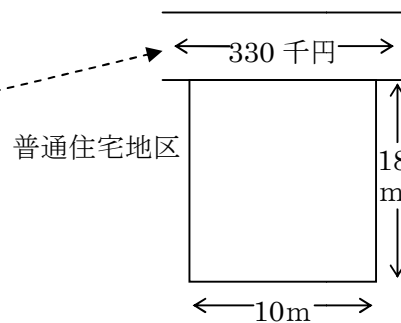
宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】の方法があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。

路線価は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認することができます（路線価図は千円単位で表示されています。）。

宅地の価額は、原則として、路線価にその宅地の面積を掛けて計算します。



(路線価) (奥行価格補正率) (面積) (評価額)

$$33 \text{ 万円} \times 1.00 \times 180 \text{ m}^2 = 5,940 \text{ 万円}$$

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は地域によって異なります。）を掛けて計算します。

倍率は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認することができます。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1	純 13	純 22				
1.1	純 11	純 16	純 19	純 20		

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)

$$1,000 \text{ 万円} \times 1.1 = 1,100 \text{ 万円}$$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

(2) 建物

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

(3) 上場株式

原則として、次のイからニまでの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- イ 相続の開始があった日の終値
- ロ 相続の開始があった月の終値の月平均額
- ハ 相続の開始があった月の前月の終値の月平均額
- ニ 相続の開始があった月の前々月の終値の月平均額

